

# ○石川県消防用設備等点検済表示制度運用事務取扱要領

※平成9年1月21日決定

## 第1 趣 旨

この要領は、石川県消防用設備等点検済表示制度運用規程（以下「運用規程」という。）第21条及び石川県消防用設備等点検済表示制度運用細則（以下「運用細則」という。）第17条の規定に基づいて定めるものとする。

## 第2 点検済票記載事項

1 運用規程第3条及び別紙1に規定する点検済票（以下「点検済票」という。）の様式中、点検事業者及び点検者の欄の記載事項は、次のとおりとする。ただし、電話番号は、任意記載事項とする。

### (1) 点検事業者用

点検事業者	17-1-0000 ○○○○○(株) 電話( ) -	(4桁一連番号)
-------	----------------------------------	----------

### (2) 点検事業者以外の者用

点検事業者	17-2-0000 ○○○○○(株) 電話( ) -	(4桁一連番号)
-------	----------------------------------	----------

2 点検済票の様式中、発行番号の欄の記載は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 点検事業者用

#### ア 消火器用

発行 番号	消-A-000000	(6桁一連番号)
----------	------------	----------

ただし、Aは、平成25年度用とし、以下年度準に、B、C、Dとアルファベット順に大文字で付するものとする。(以下同じ。)

#### イ 消火器以外の消防用設備等用

発行 番号	設-A-000000	(6桁一連番号)
----------	------------	----------

(2) 点検事業者以外の者用

ア 消火器用

発行 番号	消-A-000000	(6桁一連番号)
----------	------------	----------

イ 消火器以外の消防用設備等用

発行 番号	設-A-000000	(6桁一連番号)
----------	------------	----------

### 第3 消防用設備等保守点検契約書様式

保守点検契約は、協会の指定する消防用設備等保守点検契約書（別記様式1）により行うものとする。

### 第4 表示登録会員シール

- 1 協会は、運用規程第11条に規定する点検済票の交付を受けた表示登録会員（以下「表示登録会員」という。）に、申請により当該点検対象の防火対象物1件につき1枚の表示登録会員シール（別図）を交付する。
- 2 表示登録会員シールは、当該防火対象物について消防機関に提出する消防用設備等点検結果報告書の右下の部分に貼付するものとする。
- 3 表示登録会員は、表示登録会員シールの交付を受けようとするときは、表示登録会員シール交付申請書（別記様式2）により申請するものとする。
- 4 協会は、1の規定に基づき表示登録会員シールを交付したときは、表示登録会員シール交付台帳（別記様式3）に記録し、保管するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

## 消防用設備等保守点検契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、  
甲の保有する消防用設備等（以下、「設備」という。）の保守点検に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約対象設備の所在地及び名称

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

第2条 契約対象設備の主要機器名及び数量

見積仕様書のとおり

第3条 契約期間

自 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

至 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

第4条 点検の種類及び回数

- ・外観点検及び機能点検： 6か月に1回
- ・総 合 点 検： 12か月に1回

第5条 契約金額

¥ \_\_\_\_\_

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額： ¥ \_\_\_\_\_）

内 訳 外観点検及び機能点検1回： ¥ \_\_\_\_\_

総 合 点 検1回： ¥ \_\_\_\_\_

第6条 支払方法

甲は、点検1回終了ごとに乙の提出する請求書により、40日以内に現金をもって乙に支払うものとする。

第7条 乙は、第1条の設備の有効な機能保全のため、誠意をもって点検業務を行うものとする。

第8条 乙は、点検業務について、有資格者を派遣し、平成16年消防庁告示第9号（改正：平成18年消防庁告示第32号）の基準により点検を行うものとする。

第9条 点検の日時は、甲、乙協議のうえ決定し、甲は乙が点検又は修理を完了したことを認めたときは、乙が義務を遂行したものとして、乙の提示する証明書類に承認の押印をするものとする。

第10条 第8条の点検の結果、設備保守上不備と認められる事項については、甲、乙協議のうえ速やかに処置するものとする。

第11条 甲は、常に設備が正規の状態にあることを監視し、火災その他により作動した場合及び事故を発見した場合は、遅滞なく乙に通知し、乙は、速やかに適宜の処置をとるものとする。

第12条 甲の設備の全部又は一部の変更、撤去、修理又は設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を必要とするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

第13条 第10条、第11条及び前条の実施に要する費用は、別途精算とする。

第14条 第12条の理由により、点検に支障が生じた場合及び第2条記載の機器の種類数量に変更を生じた場合並びに本契約締結後の経済情勢の変化により労務賃及び資材費に変更を生じた場合は、甲、乙協議のうえ料金を変更することができる。

第15条 本契約に規定のない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

第16条 本契約は、期間満了の1か月前までに、甲、乙双方からの訂正の申し出がない場合は、更に1か年間継続するものとし、以後も、この例による。

以上契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩

「一般社団法人石川県消防設備協会統一用紙」

## 表示登録会員シール交付申請書

年 月 日

一般社団法人石川県消防設備協会会長 殿

登録番号

所在地

事業所名

代表者名

石川県消防用設備等点検済表示制度運用事務取扱要領第4の規定に基づき、下記のとおり表示登録会員シール交付を申請します。

区 分	年度点検結果報告対象	備 考
特定防火対象物	件	1年に1回点検結果報告対象物件
非特定防火対象物	件	3年に1回点検結果報告対象物件
計	件	

